

平成27年1月5日

取引業者各位

大学共同利用機関法人  
自然科学研究機構  
機構長 佐藤 勝彦  
(公印省略)

公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について（依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本機構の物品調達業務等につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既にご承知のことと存じますが、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

本機構では従来から納品の際に取引先の皆様のご協力により、検収センター等による検収を行い架空取引防止に取り組んでおりますが、更なる取組の一環として当該ガイドラインに基づき、別紙「誓約書」を提出していただくことといたしました。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、別紙「誓約書」に必要事項をご記入及びご捺印の上、下記のとおり提出いただきますようお願いいたします。

敬白

## 記

### 1. 誓約書の提出を求める対象範囲について

本機構と取引を行う全ての業者。ただし、下記の者を除きます。

- a) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- b) 学校法人
- c) 国際組織、外国企業等
- d) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e) 会計監査法人、弁護士・税理士・特許事務所、社会保険労務士、産業医等
- f) 商取引の相手方ではない個人

g) その他、本件対象になじまない業種等

2. 提出の依頼について

平成27年1月5日より本機構と取引がある業者の皆様方に提出を依頼します。

3. 提出回数について

1回

4. 誓約書の様式について

別紙「誓約書」のとおりとします。

5. 誓約書の提出方法について

直接取引のある機関の事務部門（機構事務局、国立天文台、核融合科学研究所、岡崎統合事務センター、新分野創成センター）に持参、もしくは郵送で提出してください。

また、本機構内で複数の機関と取引がある場合はその旨を提出先の担当者にお伝え願います。

6. 提出および問合せ先

①事務局・新分野創成センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル2F  
自然科学研究機構 事務局財務課財務係  
Tel03-5425-1303 Fax03-5425-2049

②国立天文台

〒181-8588 東京都三鷹市大沢2-21-1  
国立天文台 事務部経理課調達係  
Tel0422-34-3935 Fax0422-34-3675

③核融合科学研究所

〒509-5292 岐阜県土岐市下石町322-6  
核融合科学研究所 管理部財務課監査係  
Tel0572-58-2035 Fax0572-58-2604

④岡崎統合事務センター

(基礎生物学研究所・生理学研究所・分子科学研究所・岡崎共通研究施設)

〒444-8585 愛知県岡崎市明大寺町字西郷中38  
自然科学研究機構 岡崎統合事務センター財務部調達課

Tel0564-55-7151 Fax0564-55-7149

7. その他

「誓約書」に記載されている規程、要領及び関係法令につきましては、本機構のホームページ「競争的資金等の不正使用防止」に掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用願います。

URL: <http://www.nins.jp/site/rule/1023.html>

以上